

令和2年度 島根県いじめ問題対策連絡協議会(書面開催)に係る意見等及び回答

1、いじめの1,000人あたりの認知件数について

No.	ご意見やご質問	事務局からの回答
1	島根県は全国的に見て平均より認知件数が少ないのは、今までの取組の成果の表れであると言える。数字も大切であるが、やはりいじめを見抜く観察眼、最後まできちんと指導する姿勢や体制づくりなど日々の取組が大切であると思う。	いじめの認知や早期の組織対応について教職員が連携して取り組んできた成果であり、今後も見逃しのないよう働きかけていきます。
2	積極的に認知ができていると考える。本県の状況と他県を比較し、グラフにある通りだと考える。他県の具体的な状況をどのように示しているかが分からないので対応状況を件数比較だけでは言及しにくい。	確かに他県と比較すると数値としては低いですが、それだけでなく、引き続きいじめを積極的に認知していき、見逃しのないよう働きかけていきます。
3	認知件数について、最大と最小の差は小さくなっていますが、宮崎県が突出して多い部分の内訳はわかりますか。島根県の数字からもわかるいじめの態様で、冷やかしの嫌なことを言われたと言うのが多いのでしょうか。また、態様別の全国データなどはありますか。	宮崎県の内訳については把握しておりません。態様別の全国データは確認できますが、島根県同様、「冷やかしの嫌なことを言われた、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、全体の構成比60%を占めております。(複数回答)
4	いじめの認知について、平成25年に公布された「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義に基づいた正確な認知がなされるようになってきている。教職員に対していじめの正確な認知に関する研修会を行った学校もある。	生徒指導主任・主事等研修や学校訪問の際にいじめ防止対策推進法について毎年度周知をしています。また、学校内において生徒指導に関する研修を実施するよう依頼しており、その中で「いじめ」に関する内容を取り上げている学校が複数あります。
5	いじめの定義が「いじめを受けた側の気持ち」によることから、本人の訴えも増え総合的にいじめの解消の一因になっているのはわかるが、それを逆手にとって、自分は被害者だと繰り返しアピールしたり、相手を意図的に加害者にしたりするケースがある。そのような見極めの難しさもあり、かなり慎重に調査することを意識している学校もある。	確かに見極めの難しさもありますが、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要だと考えます。また、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することも必要となります。それらを踏まえ、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織において判断しております。
6	島根県はいじめ認知件数が全国平均より低い、平均にかかわらず、いじめがあるのはやはり心配である。	引き続きいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
7	不登校や暴力行為などで表面化した場合のみで認知とした数字であると思うと、全国から見た島根の「不登校」や「引きこもり」の多さは本人の我慢かその他の何が原因なのかを詳しく調査する必要があると考えます。	文部科学省の調査においては、不登校の要因について学校がSCや保護者等の意見を聞き取りして報告することとしています。また、今年度は文科省が不登校児童生徒及び保護者から抽出して不登校の至った要因についてアンケート調査をする予定です。それら参考にして取組を考えたいと思います。
8	この数値だけを見ると島根は35.7と全国平均以下で、好ましい数値で今後の努力によるさらなる向上が望まれると回答したくなるが、資料2-1のIIを見るとH27は令和元年度の半数以下であった。H27の13.0なら令和元年度の佐賀より少ない。すなわち現在は悪化傾向にあり全国平均に近づきつつあると分かり、ゆゆしき問題である。	H27年度以降、些細なトラブルも見逃さず、積極的に認知していく取組が浸透したと言える一方、いじめが存在していることは問題であるため、積極的生徒指導による未然防止に努めてまいります。
9	数値比較(多寡)だけでは各県のいじめの実態を理解することは困難。 ①いじめの内容をどうとらえるか。 ②いじめに気付く力があるか(学校側、家庭側)、子どもたちがいじめを訴える力があるか。 宮崎県は小さいいじめ、子どもの変化をよく見ているかもしれない。 佐賀県はかなりひどいいじめ(暴力的)だけをカウントしているのかもしれない(陰湿ないじめに気付かない)。 島根はどうでしょうか。見えないことを前提にしてください。 教育のあり様自体に支配-被支配の関係(構造)があれば、一番弱い子ども同士の「いじめ」になります。教育委員会の仕事はそこにあると思います。	①いじめについては、積極的に認知するように通知及び研修等で伝えていきます。本県としては、小さいいじめについても認知しているものと理解しています。 ②生徒指導主任・主事等研修や校内研修等において教職員のいじめを認知するまたは、気付く力を付けるよう努力をしています。家庭については、PTA研修や学校からの配布物等で知らせているものの県として捉えてはいません。子ども達がいじめを訴える力や訴える環境、訴える場についての整備を常にしているところです。
10	千人あたりの認知件数(資料1→35.7)といじめの状況等に記載されている認知件数(資料2→37.7)に違いがあります。	資料1の35.7件は国公立の数値であり、資料2-1P2の認知件数37.7件は公立のみの数値です。分かりにくい資料で申し訳ありません。

2、令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況について

No.	ご意見やご質問	事務局からの回答
1	現場ではいじめの認知について厳しく判断している中で、今まで増加傾向であった認知件数が減少したことは、これまでの取組の効果があつたといえると思う。未然防止する取組はいじめ自体をなくしていくと同時に、相手を思いやる・認めるなど人権教育とつながり、児童生徒の心を育てていくものであるから、今後も学校体制で取り組んでいくことが大切だと思う。	いじめは学校全体のこととして早期に組織的に対応することが必要です。また、未然防止にも学校をあげて取り組むよう今後も働きかけていきます。
2	小中学校とも年々長期欠席者数が増加していて、全国平均よりも割合が高くなっている。学校の規模にかかわらず増加していることを実感している。原因として夜遅くまでゲームやインターネットをするなどメディアへの長期接触により、朝起きられなくて欠席する児童生徒が増えてきているように感じる。家庭や関係機関との連携がますます大切になってくる。	メディアへの長時間接触は、健康面や学習面に影響を与えていると考えられることから、関係機関と連携をし、睡眠時間の確保やメディアとのつきあい方について啓発するとともに、学校と家庭が連携してメディア接触が長時間化しないようなルールづくりについて、研修会などの機会を通して働きかけを行います。
3	<p>暴力行為の減少が校内での教職員の認識が共通理解されたことで、減ったと言うのは小さなことが大きくなる前に対処した結果という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>スクールカウンセラーについて、よく聞くのが何をしているかわからない、対応に差があると言う声を聞きます。また、カウンセラーが学校寄りの立場なのか、本当に子ども達の為に寄り添っているのか、カウンセラー自身の実績を残すためにやっているように思えると言っている中学生も多いと聞きます。意外に、子ども達は冷静に大人達を観察していると言う事を生意気と思わずに理解しておくことが大事ではないかと思えます。</p> <p>不登校については、これからさらに増加する傾向だと感じています。行き渋り、教室に入れないなどとも増えている状況です。学校以外での居場所についても今後、家庭・学校・地域また団体などとの連携強化を進めていただければと思います。</p>	<p>学校において未然防止や早期対応が行われてきた結果であると考えています。</p> <p>スクールカウンセラーが共通認識のもとカウンセリングを行えるよう、引き続き定期的な研修会や連絡協議会を通じて啓発等行っていきたいと思います。</p> <p>不登校児童生徒の学校以外での居場所について、家庭・学校・地域また団体等連携強化していきたいと思えます。</p>
4	いじめに関して、SNS上でのトラブルからいじめに発展するケースがある。パソコンやスマートフォン、オンラインゲーム機などを介したインターネットの使い方や危険性について、情報モラル教育の充実が必要であると感じる。	近年トラブル事案が増えていることから、警察や通信事業者などと連携し、被害の未然防止等について学習する機会を作っていきます。
5	暴力行為は減っているが、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句などは増えているように感じる。SNSなどで面と向かわずに、だれにでもなんとも発信できる社会になり、それが実生活で心のブレーキをかけずに発言してしまう原因なのかと思うこともある。	言われるとおり、島根県においても全国同様、いじめの態様の中では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を、嫌なことを言われる」が最も多い割合を占めています。情報モラル教育の推進も図っていきます。
6	生徒指導の問題を未然防止、早期発見の取組として生徒指導の3つの視点を意識して引き続き取り組んでいくことが大事だと感じた。また、本人からの訴えが増えてきている、訴えやすい状況になってきているということなので、生徒が安心して自分のしんどいことを語れる相手となれるように、意識を高めていきたい。	本人からの訴えが増えてきている結果は、これまでの学校現場での積極的認知が進んでいるからと考えます。引き続き訴えやすい環境づくりを行っていきます。
7	暴力行為、不登校など、生徒指導上の諸問題には、知的に困難さを抱えている子どもや認知に特性のある子どもも関わっている可能性があるのではないかと。とするならば、対応の全てに特別支援教育との連携がもっと必要なのではないかと。思う。	暴力行為やいじめ、不登校の児童生徒の中には、障がいがあったり発達に課題がある児童生徒もいます。特別支援教育との連携は必要だと感じており、各校の特別支援教育コーディネーターなどを中心に、関係機関との連携も図っていきます。
8	生徒間の暴力は小学校で減少しているが、中学校で増加しているのが心配である。	課題意識を持ち、未然防止に努めていきます。
9	いじめが発生して、いじめ解消は3ヶ月以上継続した場合とあり、その間見守りをしてもらえるということなら良いと思う。	解消したと安易に判断せず、見守りを続けていくことが必要と考えます。

10	いじめの発見のきっかけが、本人の家族ではなく、担任の先生への相談が一番多くて驚いた。相談しやすい環境があるのだと思った。いじめられた児童の居場所があることが大事だと思う。	学校内の研修等により教職員の理解がすすみ、相談しやすい環境が整いつつあると言えます。より相談しやすい環境づくりに努めていきます。
11	暴力やいじめに対しては、子どもの心に寄り添う体制がさらに充実すると良いと思う。愛と所属の欲求が満たされず、その様なコトに至ったことを理解した対応をさらにお願したいと思う。	生徒指導は児童生徒理解の下、児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」が重要であると考えます。研修会等を通して周知していきます。
12	小中学校で不登校者数が年々増加しているが何故？どんな対応をしているか？ 暴力行為は小中学校が多いが、精神的、自制心など未熟部分が多いためか。 どうすれば減らせるのか？ 不登校 ⇒ 登校 変化者が20%増加しているが、まだまだ少ないと思うが・・・ 学校に行きたいと思える環境とは？ どのように作るか？ 本人にどうアプローチしていくか？ (※各校の意見より)	不登校の増加については、様々な理由が複雑に絡み合っており一概には言えないところがありますが、未然防止の取組として、授業を中心とした教育活動における居場所づくり・絆づくりを推進します。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となった教育相談体制の充実を図っています。暴力行為については繰り返し行うなど、特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進に努めます。児童生徒の居場所があり、絆が作れるような環境を作っていくために、研修や学校訪問を実施したり、教育相談体制の充実を図っていきます。
13	件数などの数字と今後の対応、このふたつの間にある先生・指導者の現場での苦労や葛藤が資料としてあれば「対応」がもっと具体的に思えるのですが。	不登校については、昨年度好事例をまとめました。視点としては、苦労や葛藤というより、成功事例や好事例を中心として取り扱うことになると考えています。
14	いじめについては教育の課題とされて久しく、島根県においてもいじめ防止基本方針に基づき各学校で全体計画が立案され、具体的な取組が行われている。にもかかわらず認知件数はこの5年で2.5倍となっている。見逃さない体制ができたから発見できたとも言えようが、今後の取組で件数が減少することを願うものである。	いじめの認知件数については平成25年に「いじめ防止対策推進法」が策定されて以来、毎年増加傾向にありましたが、令和元年度に初の減少となりました。これについては、法や基本方針について周知が進み、各学校において組織的な対応が浸透してくる中で、未然防止の取組がなされてきているという肯定的に捉える一方で、見逃しや認知漏れがないか危惧しているところです。今後も引き続き「いじめの認知漏れゼロ」という意識で取り組んでいきます。
15	不登校についても前述のいじめ同様に増加傾向にある。これは年間30日以上欠席ゆえに捉え方の問題ではなく現実である。1230人が一人でも減り、現状が改善されるように体制・対応を充実されることを強く望むものである。	特に小中学校の不登校の増加については、県としても喫緊の課題だと認識しています。資料【概要版】の枠内に示した取組を中心に、今後も対応していきます。
16	資料2-2の説明にある、「誰にも相談していない」子どもが6%程度おり、「解消すべく相談体制を強化する」ことについてです。資料より「誰にも相談していない」子どもが最も多い学校種は小学校のようですが、いじめの認知件数が増加した学年としても小学校(3, 4, 6年)があげられています。また、いじめの発見のきっかけでは学校の教職員等、特に担任の発見が多く、このことから、小学校における学級担任の存在が大きいことも推測されます。一方、文部科学省がその構築を目指している「令和の日本型学校教育」には、小学校高学年から教科担任制の導入があげられています。いじめ対策も含め、良好な人間関係を基盤とする学級経営の観点から、小学校における担任のあり方について十分検討すべきかと思えます。これらの点を含めて、現在、検討されている相談体制を強化する方針や具体的な方策等についてご回答頂けると助かります。	「誰にも相談していない」と答えている児童生徒が一定数いることは承知しており、課題として捉えています。この数を一つの指標として、減らすための取組を来年度からモデル的に行う予定にしています。小学校の教科担任制については、科目を中学校とは違って算数や理科などに絞っています。定期的な学年部会や生徒指導部会等で情報共有することが大切となります。教育相談コーディネーター研修や生徒指導主任・主事等研修で取り上げて、組織マネジメントについても提案していきたいと思えます。
17	資料2-2の説明にあるように、不登校については発生件数が全国的に見て高いことから島根県の喫緊の教育課題と考えます。そして、まずは不登校の要因の分析が必要かと思えます。本県の特徴的な要因を含め、不登校の要因についての考えとそれを踏まえた今後の具体的な方策等についてご回答頂けると助かります。	不登校の要因については、小中学校共に「無気力、不安」の割合が最も多くなっています。その他、小学校では「生活の乱れ、遊び、非行」の割合が全国に比べて高くなっており、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や「親子の関わり方」などが全国より割合が高くなっています。不登校の未然防止・早期対応・自立支援という観点から、資料2-1【概要版】(3P、4P)の枠内にあるような対応をしていきます。

18	<p>資料2-2（詳細版） 3P（1）いじめを認知した学校数について</p> <p>●312校となっているが、調査の対象とした学校数(小中高特)のそれぞれ何パーセントをしめるのか？ ●いじめを認知した件数と学校の対照を示してほしい 3件以上— 小〇〇校、中〇〇校、高〇〇校、特〇〇校 2件 — 小〇〇校、中〇〇校、高〇〇校、特〇〇校 1件 — 小〇〇校、中〇〇校、高〇〇校、特〇〇校</p>	<p>●いじめを認知した学校数 全体—349校中312校(89.4%) 小学校—201校中178校(88.6%) 中学校—95校中87校(91.6%) 高等学校—41校中39校(95.1%) 特別支援学校—12校中8校(66.7%)</p> <p>●いじめを認知した件数と学校の対照 3件以上— 小146校、中64校、高29校、特6校 2件 — 小14校、中14校、高7校、特1校 1件 — 小18校、中9校、高3校、特1校</p>
19	<p>3P（3）いじめの現在の状況と（7）いじめの態様の相関関係を検討してください 具体的にはいじめ解消件数（1969件）+改善に向けて取り組み中（576件）=2545件の改善内容や取り組み内容は、いじめの態様の解消を目指すものでしょうが、その相関関係がわかりますか？ 相関関係がわからない場合は、解消に至ったケースについて、いじめ解消の根拠、理由を示し、解消方法に至った効果的方法について提示し、調査をしてください。 また、解決に向けて取り組み中の事案件についても、同様の追跡を行ってください。</p>	<p>相関関係については、「いじめの態様」と「解消」を結びつけた調査になっていないので分析が困難です。 解消に至ったケースには、SNSでの中傷の事案について、該当生徒への指導、保護者連絡を行い、更に学年PTAを開催し理解と協力を求め、その後全学級でSNSなどメディアの利用について授業を行ったケースなどがあります。その他の事例からも、初期対応の重要性であったり、PTAや警察等との連携も解消に向けたポイントになると思われます。</p>
20	<p>P5-6（8）いじめの対応状況について いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒のいずれも心に大きな傷を負っていると推測されます。事件後の心のケアは、特別な対応のどの項目に入るのでしょいか？ 複数回答ですので、「心のケアを受けた」という項目を加えてもよいのではないでしょいか。</p>	<p>いじめの加害児童生徒、被害児童生徒への特別な対応（P5-6）において、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った」という項目があり、そこで心のケアを実施したと捉えることができると思います。</p>
21	<p>資料2-1（概要版） P2 いじめの問題に対する今後の対応について いじめ対応策として一般的に心のケアをスクールカウンセラー(SC)が、環境整備についてスクールソーシャルワーカー(SSW)が行うとされています。 ①(2)SC等の活用により校内相談体制の充実となっていますが、SCは島根県内全校に配置されていますか？ ②SCは従事する業務が「心理相談」であるという性質上、既存の教職員とは異なり、各児童・生徒・学生の成績評価などを行わず、また保護者や他の教職員とも利害関係が存在しない「第三者性」「外部性」を有する心理職専門家であることが、SCの倫理的な大前提として特に必要とされていますが、第三者性、外部性を保持するSCは県内では何名程度配置されていますか？</p>	<p>①SCについては、平成30年から島根県内全校に配置しています。 ②全82名のSCについては、会計年度任用職員として県で任用していますが、全員が第三者性、外部性を保持していると理解しています。</p>
22	<p>①(2)SC等の活用の記述で、等はSSWを含むものと解されます。SSWの県内の配置状況はいかがな状態でしょうか？ ②いじめ発生件数に対しSSWの活用は、どの程度あるのでしょうか。 ③いじめ解消件数に対し、SSWの活用はどの程度あるのでしょうか。 ④公立高校へのSSWの導入は積極的に行われていると理解しています。今後、公立の小中学校への配置は、こういった計画をもっておこなわれますか？ ⑤(4)外部人材の活用・いじめ等対応アドバイザーの活用件数は県内では何例ぐらいありますか？活用根拠や目的は？活用手続きは？いじめ問題解消にどのように貢献していますか？市町村教育委員会の反応はいかがでしょう？</p>	<p>①SSWについては県として19名を任用しています。宍道高校と浜田高校定時制・通信制課程にそれぞれ1名ずつ配置し、その他の県立学校については申請があった場合に派遣しています。また、松江市を除く市町村に対しては委託事業として委託しています。 ②③令和元年度のSSW活用については小・中・高・特別支援全学校で829件。その内「いじめ、暴力行為、非行等の問題行動」に関する対応は52件でした。 ④公立の小中学校については、県からの委託事業とされているので、各市町村の教育委員会が配置計画をします。 ⑤いじめ等対応アドバイザーの活用件数は、令和元年度12件でした。この事業では、島根県内の市町村立学校及び県立学校において発生したいじめ等の生徒指導上の問題が深刻化し、学校や市町村教育委員会だけでは解決が困難な事態や、いじめ防止対策推進法におけるいじめへの対処に対して、客観的、専門的立場から学校等や子ども、保護者を支援することを目的としています。手続きとしては小中学校については市町村教育委員会から、県立学校については学校から申請があり、派遣後に報告書を提出していただきます。いじめの解消については大いに貢献していますが、行き詰まった段階での申請もあり、早期に申請していただくことをお願いしています。市町村教育委員会からの申請も複数あり、必要な事業だと言われています。</p>

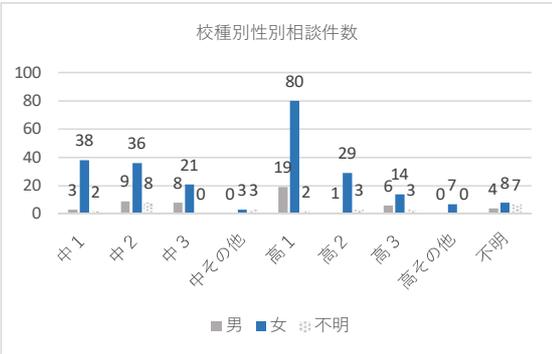
23	<p>資料2-2 詳細版 P8 (2)不登校児童生徒が在籍する学校数について ●不登校の児童生徒の在籍数と学校の対照を示してほしい 5人以上 - 小〇〇校、中〇〇校、高〇〇校、特〇〇校 3人から4人 - 小〇〇校、中〇〇校、高〇〇校、特〇〇校 2人 - 小〇〇校、中〇〇校、高〇〇校、特〇〇校 1人 - 小〇〇校、中〇〇校、高〇〇校、特〇〇校 P8 (4)不登校児童生徒のうち前年度不登校の有無における、前年度不登校無は、当該年度に新たに不登校になった児童生徒数と理解してよいだろうか？前年度不登校有は当該年度も不登校が継続している児童生徒数と理解してよいでしょうか？</p>	<p>●不登校の児童生徒の在籍数と学校の対照（特別支援学校は未実施） 5人以上 — 小34校、中46校、高16校 3人から4人 — 小17校、中9校、高7校 2人 — 小25校、中11校、高2校 1人 — 小33校、中14校、高7校</p> <p>前年度不登校「無」は当該年度に新たに不登校になった児童生徒数と理解していただいて結構です。ただし、前々年度やそれ以前に不登校だった児童生徒でも、前年度不登校でなかった場合は「無」に含まれています。また、「有」は不登校が継続していると理解していただいて結構です。</p>
24	<p>P9 (6)不登校児童生徒への指導結果状況と(5)不登校の要因の相関関係について検討してください 指導の結果登校することができるようになった児童生徒(27.4%)+継続した登校には至らないが好ましい結果がみられるようになった児童生徒(19.8%)=47.3%に指導効果が表れています。指導効果が表れたことは、不登校の要因が消滅あるいは解決したことでしょうか？もしそうであれば、その相関関係を分析してみてください。 相関関係がわからない場合は、解消・改善に至ったケースについて、不登校解消改善の根拠、理由を示し、解消改善に至った効果的方法について提示し、調査をしてください。 また、解決に向けて取り組み中の事案件についても、同様の追跡を行ってください。</p>	<p>現在のところ個別のケースについて、どのような要因の児童生徒に対してどのような指導が効果があったのか把握はしていません。大切な視点ですので、好転した代表的な事例を集めて共通点などを考察することなどを考えていきたいです。</p>
25	<p>資料2-2 I (2)①対教師暴力件数に教員暴力（性暴力）についてもデータを掲載してください。（加害教師数、被害生徒数）</p>	<p>この調査は児童生徒が行った暴力行為に関するデータです。教員が行った行為に関しては調査対象ではありませんので、データを持ち合わせておりません。</p>
26	<p>資料2-2 I (6)措置した機関に加えて、SSWとかSCがどのように関わったのか知りたい。措置ではなくケアでしょう。少年法の厳罰化が心配。</p>	<p>文書表現については、文科省調査での表現をそのまま使用しております。SSWやSCの個別の関わりについては把握しておりません。</p>
27	<p>資料2-2 II (1) (3)特別支援学校の認知件数の増加が心配です。あわせて「特別支援学校でのいじめ」についても実態を調査公表してほしい。</p>	<p>特別支援学校での認知件数増加の背景には、「いじめの認知に関する教員の認識が高まった」「いじめを見逃さない雰囲気があった」など、肯定的に捉える部分がある一方で、「中学部までは個別学習が多いが高等部で集団での学習が増えソーシャルスキルが未熟な面がある」「SNSの不適切な使用が多い」などの課題もあります。</p>
28	<p>資料2-2 II (5) (6) SCとSSWを分けてほしい。SSWの導入数、効果が知りたい。</p>	<p>文科省調査での区分で調査をしております。</p>
29	<p>資料2-2 II (7)「性的ないじめ」について、改めて欄を設けてほしい（デートDVについても）。</p>	<p>文科省調査での区分で調査をしております。</p>
30	<p>資料2-2 II (8)SCとSSWを分けてほしい。その他の専門機関を具体的にあげてほしい。②の緊急避難としての欠席をさせた後の経過、対応は？</p>	<p>文科省調査での区分で調査をしております。</p>
31	<p>資料2-2 II (9)いじめの重大事態について、発生件数、態様、調査の結果（加害生徒、関係教員への指導も含めて）実態を公表してほしい。（被害者側が満足したか、再調査、裁判となったケースについて）</p>	<p>重大事態の発生件数は小学校7件、中学校7件、高等学校及び特別支援学校はそれぞれ0件でした。うち、法第28条第1項第1号に規定する重大事態（生命、心身、財産に重大な被害）が7件、第2号（相当の期間の欠席）が8件でした。（1件は1号と2号両方にカウントされています。）令和元年度は小中学校のみであり、件数のみ把握しています。</p>
32	<p>資料2-2 III長期欠席調査の対象は公立のみですか。国・私立は？公立の特別支援学校は含まれるのか。</p>	<p>資料2-2 III長期欠席調査の対象は公立のみです。資料2-1 IIIに国公立の数字があります。また特別支援学校については、不登校に関する調査は実施しておりません。</p>

33	<p>資料2-2Ⅲ(1)理由別長期欠席者数について、合計割合は全国と大差がない(中学校では全国より小)にも関わらず、不登校1.43/0.83=1.72倍、病気0.13/0.33=0.39倍と、島根県においては病気ではなく不登校にカウントしていることがわかる。又、経済的理由が0であるのは、子どもの貧困が学校に見えていないからではないのか。その他の例をあげてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、本県では長期欠席者のうち「病気」に計上するのではなく「不登校」として計上している傾向にあります。頭痛や腹痛などの症状を訴える児童生徒に対し、その背景にまで目を向け、「不登校」として対応している状況が伺えます。一方で医療の見立て、治療を必要としている児童生徒をきちんと関係機関に繋げていくことも必要だと考えます。「経済的理由」については、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席をする児童生徒はいないという結果でした。「その他」については、保護者の教育に関する考え、無理解・無関心、家庭の事情などから欠席している者が計上されています。</p>
34	<p>資料2-2Ⅲ(4)小5→小6、中2→中3で前年度から不登校が続いています。つまり30日どころか、300日以上長欠があるということですね。</p>	<p>資料2-2Ⅲ(4)については、それぞれの学年の不登校者数の下に記載している「有」の数が前年度も不登校だった児童生徒数、「無」が前年度は不登校ではなく、該当年度新規に不登校となった児童生徒の数です。前年度も不登校だった児童生徒は必ずしも2年連続欠席し続けている訳ではありません。また、前年度30日、今年度30日というようなケースも含まれます。</p>
35	<p>資料2-2Ⅲ(5)本人に係る状況の(生活リズムの乱れ、遊び、非行/無気力、不安)は要因でなく態様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に居場所がない→でも学校に行かなくてはいけない→学校に行けない自分はダメ人間→無気力、生活リズムの乱れ(結果、態様) なぜ専門家、文部科学省担当者はこのように単純な誤りに気付かないのか理解できません。 ・教員との関係が非常に少ないのもずっと問題になってきました。教員が記入するからです。本人、或いは保護者に確認なく勝手に記入することは個人情報の侵害(プライバシーの侵害)にあたります。私の知らないところで私に関わることを決めています。 	<p>不登校の要因については、令和元年度調査から分類が変更され、平成30年度調査とまとめ方が異なっていますのでご容赦ください。なお、この項目については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入することになっております。</p>
36	<p>資料2-2Ⅲ(6)指導の結果登校することができるようになった生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「登校することができる」を「登校する」に変えてください。 <p>できる⇔できない できる方の普通・正常⇔できない子は劣った存在・異常 という見方がすけてみえます。不登校を子ども個人の問題に閉じ込めるのは止めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導の結果登校するようになった児童生徒の割合は、 R元 27% H30 28% H29 26% 好ましい変化が見られるようになった児童生徒の割合は、 R元 18% H30 22% H29 22% 合計 R元 45% H30 50% H29 48% つまり、指導の効果は少ないということですね。指導の効果は五分五分でしょうか。指導の内容が知りたいです。どういう指導をしたかを分けて効果を表にしてください。問題は、学校・教員にもあるという視点に立つことです。 	<p>できる⇔できない=普通・正常⇔できない子劣った存在として捉えてはおりません。国の調査の文言でもあり変更することは考えていません。</p> <p>効果が少ないとみるか多いとみるかについては、主観が入ると考えます。解決に時間がかかるケースもままあり、支援をしてもすぐさま効果が現れないものもあると捉えています。</p> <p>不登校に至る要因については、文科省の調査を基本として分類分析をしております。ご指摘の点についても今後とも検討してまいります。</p>
37	<p>資料2-2Ⅳ公立だけでなく私立高校の調査も加えてください。</p>	<p>資料2-1Ⅳに国公私立の数があります。</p>
38	<p>資料2-2Ⅳ(1)全国の数字との比較ができませんが、R元は病気/不登校=49% 病気にカウントするケースが倍増したのはなぜですか。</p>	<p>先にも記載しましたが、この項目は学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入することになっており、そこでの判断として「病気」が増えております。</p>

39	資料2-2IV(3)単位制＝定時制+通信制 or 定時制＝通学+通信どちらでしょうか。不登校生徒はほぼ全日制+単位制でしょうか。通信制は登校する必要がないのでゼロですね。	通信制はこの調査には入っておりません。単位制は全日制においても定時制においても学校のシステムとして単位制としている学校が該当します。
40	資料2-2IV(5)不登校の要因と結果を混同しないでください。 ・入学、転入学、進級時の不応という考えはないのでしょうか。学校側の対応が不適切という考えはないのでしょうか。 ・家庭に係る状況については、保護者と生徒の確認をとっているのでしょうか。何も聞かれていないのに家庭内の不和とされるのもプライバシーの侵害にあたります。 ・そもそも教員が本人・家族の知らないところで勝手に記入したのではありませんか？	不登校の要因については、令和元年度調査から分類が変更され、平成30年度調査とまとめ方が異なっていますのでご容赦ください。なお、この項目については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入することになっております。
41	資料2-2IV(6)小中学校と同様の問題	No. 35の回答と同様です。
42	資料2-2IV(7)中途退学、原級留置がR元ではH29年から激減しているのはなぜか。	原級留置については増加しております。中途退学が減少した理由としては、転学等の進路指導がなされていると捉えています。
43	資料2-2V(1)(2)懲戒による退学者はゼロ人となっているが、 ・ほぼ強制的な自主退学(勸告)はありませんか？ ・(自主)退学に至った過程は、特に問題行動とされた場合に、生徒に意見表明・弁明の機会を与えましたか？	懲戒処分については、県教育委員会が作成している「懲戒処分のガイドライン」に添った対応を各学校に依頼しております。その中で、生徒に弁明の機会を設けることとしております。また、本人、保護者の納得の上で処分を行うことを依頼しており、強制的な自主退学(勸告)はないと考えます。
44	資料2-2V(3)原級留置は単位不足でしょうか。原因を明らかにしてください。	原級留置については、原因に関するデータを収集しておりません。
45	資料2-2VI SNS相談は市町村教委所管だけですか？県教委は未実施ですか(R元年度)？ 説明文のP4に、文科省の調査研究で30日間で751件あったとあります。	ここでは教育委員会に教育相談員を配置(常駐)している場合のみ計上することになっています。本県の事業については外部に委託しておりますので、ここには該当しておりません。
46	資料2-1P2(2) 「スクールカウンセラー等の活用による・・・」の「等」の中にスクールソーシャルワーカーが含まれているのであればしっかりと明記してもらいたい。	表記を改めるようにします。
47	資料2-1P3(2) 「子どもと親の相談員」はどのような方になっておられるのか。子どもや親は相談先に迷うことはないのか。役割が不明確。	子どもと親の相談員配置事業は委託事業として実施しており、事業実施要項及び委託要項に基づき、市町村において相談員を任用しています。任用にあたって資格要件(例えば教員免許の有無)は設けていません。相談員の役割は、主に不登校及び不登校傾向児童に対し、登校時や別室等において日常的に話し相手になったり、相談に乗ったりすること、またその保護者に対しても同様に相談に乗るなどのかかわりをしています。主に日常的な相談相手というかわりをするところから、スクールカウンセラー等の専門的な支援とは違いがあります。
48	資料2-1P4.5 「教職員の資質向上」とはどんなところが不足していると考えているか教えていただきたい。	長期欠席者や中途退学への対応としては、生徒理解や生徒の見立て、また関係機関との連携も含めた生徒支援などが必要になると考えます。そのための知識や技能を高めたり、関係機関とのコーディネート力などを高める必要があると考えます。

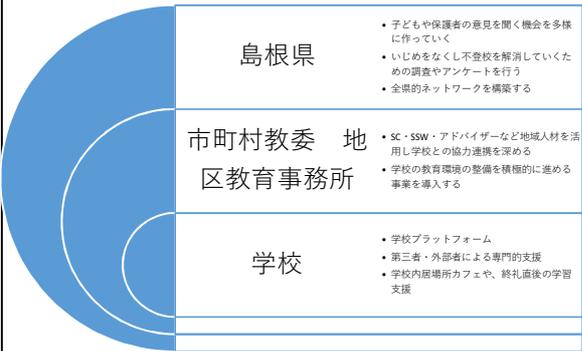
3、SNS相談事業

No.	ご意見やご質問	事務局からの回答
1	中高生はSNSを使いこなしており、テキストでのやりとりに慣れている。音声による相談よりもテキストでの相談のほうがハードルは低いので、SNSによる相談は有効な手立てだと感じた。	引き続き、効果的な活用ができるよう取り組んでいきます。
2	24時間体制がよいですが、予め相談内容の返信がいつになるかなどの自動設定が必要かもしれません。市町村に設置できるような働きかけが必要と思います。	相談時間外に生徒が相談した（書き込んだ）内容の返信に係る仕組みについて検討してみます。また、この事業は外部委託によって実施しており、多額の予算が必要であることから、現在のところ、県が一括して実施した方が効率的であると考えております。
3	SNSでの相談は今どきのツールとしては最適ではないでしょうか。島根県としても積極的に取り入れていって頂ければと思います。しかし、スマホを持っていない子どもも多いので、そういった環境の子達へ学校内や公民館など地域の共有できるパソコン、タブレットから相談できたりするといったのかもしれない。	SNS相談に合わせて24時間子供SOSダイヤル等の電話相談の案内もしております。共有パソコン等の場合、SNSの相談内容が外部に漏れることがないよう、安全に使用できるか研究が必要ですが、スマホ等を持っていない生徒への対応を検討していきます。
4	いじめられた児童生徒の内、誰にも相談していない割合が6%程度あることから、保護者や友だち、学級担任等に相談しにくい児童生徒のためのSNS相談事業は有効であると考えます。また、ろう学校に通う聴覚に障がいのある児童生徒にとって、電話だけでなくメールを使っているのやりとりができることは、相談先の一つとして可能性が広がる。	SNS相談をはじめ様々な事業実施により誰にも相談していない、どこからも支援を受けていない児童生徒を減少させることを実現させていきたいと考えています。
5	今の子どもたちにはSNSでの相談は心理的なハードルが低くいため合っていると感じる。	実際に行ってみてそのように実感しているところです。
6	新型コロナ感染拡大している現在において、制限されることが多く、色々なストレスをうけている（県内はそこまでではないが）。その中で意図せず、負の要素が色々な形で現れてくる。心に抱える悩みを相談できる場所として良いものだと感じている。	新型コロナウイルス感染症が児童生徒の心にどのように影響しているかは計り知れません。相談しやすい環境づくりが必要であると考えています。
7	誰にでも相談できない児童が「Line」で相談ができ良いと思う。	アンケートでそのような感想を聞きましたので、新たな相談窓口として効果的であると考えています。
8	こちらで相談に対応して下さるのは誰（相談員？）なのか知りたい。	高度なスキルを必要としますので、臨床心理士や公認心理師といった資格を持ち、SNS相談の経験が豊富な人材を備える外部の専門事業者へ委託をしています。
9	配布された周知カード・チラシなどを見て、友だち登録した児童生徒が多く、情報は必要だと感じた。	情報の周知に今後も努めていきたいと思っています。
10	LINEでの相談は利用されやすいので、相談して良かったようで、良い取り組みだと思う。強化週間を作りメッセージを送り相談を促したのはとても良いと思う。	新学期が始まる前後や連休明け等、悩みが多くなりがちな時期にはメッセージを送ることとしています。
11	コミュニケーションツールが電話からメール、LINEなどのSNSへ移り、またその場でのいじめも問題とされているが、相談活動も直接対話から電話へ、メールへ、LINEへと移ってきた現代、LINE相談も当然であろうと思うが、現状314件では評価が難しく、今後の活動に期待する。 Q. 答える側の研修はどのようにしているのか。	相談の件数についての評価は難しいですが、今後検証していきたいと考えています。 この事業は外部委託によって実施しており、相談員の研修を必須要件として委託契約を締結しております。相談員のスキルアップ研修、個人情報保護や情報セキュリティの研修が随時行われています。
12	SNSは有効な手段であることから今後も時間・日数等を増やす方向で検討してほしい。	令和3年度はさらに拡大させていく方向ですすすめています。

13	<p>試行レベルですが、評価されます。SNSは登録—発信—受信（返信）という機能をもっています。</p> <p>登録については、試行段階で分析を行い、より多くの中高生が登録されるようにPRを工夫していくことです。</p> <p>発信は、相談に限定していますが、相談事項を一層子ども目線にたって広げてみてはいかがでしょうか？また、相談内容から得られた、子どもたちの悩みに答えることのできるコーナーを作成したり、サイトを紹介したりはでしょうか。例えば「友人関係」の悩みであれば、コミュニケーションツールを紹介したりするコーナーを設けます。子どもたちの具体的な悩みにこたえる姿勢を持つことです。</p> <p>受信（返信）機能での課題は、子どもの相談はすべて大切に扱うことが必要ですが、プライバシーにかかわることですので、秘密保持を徹底することです。そのうえで、相談内容に緊急性の高いものから低いもの、生命や心身への危険度の高いもの低いもの、比較的長期間にわたるもの、継続的なもの、短期間で終了するものなどに分類し、つねに専門職と連携を取り管理することが求められます。</p> <p>SNSの双方向性を生かした使い方をもっと活用していったらどうでしょうか。</p>	<p>具体的なご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>県としての事業実施は今年度が初めてでしたので、今後の継続的な実施に向けて様々な検証が必要と考え、分析等を行っているところです。より多くの生徒に登録してもらえるような工夫と双方向性を活かした使い方について検討していきたいと思えます。</p>																																								
14	<p>P1～2(4) R 2年度事業の目的別件数の推移</p> <p>ア. コロナによる休校明けはいつですか？登校日はいつ？2学期の開始日は？14人という相談が最多の日付はいつですか。</p> <p>イ. ウ. から女子高生の相談が多いことが推測されるが、イとウを合わせた統計が欲しい。⇒相談件数と自殺（未遂）件数が関連している可能性があります。</p>	<p>令和2年5月25日より学校は再開となりました。休業中の生徒の心のケアのためにも早期にSNS相談を開始すべきところでしたが、準備に時間を要したため7月5日からの相談開始となりました。2学期は学校によって異なりましたが8月中旬以降順次スタートしました。14件の相談があった日は9月2日です。</p> <p>イ.とウ.を合わせた統計（グラフ）は以下のとおりです。どの学年でも女子の相談が多いです。</p>  <table border="1"> <caption>校種別性別相談件数</caption> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中1</td> <td>3</td> <td>38</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中2</td> <td>9</td> <td>36</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中その他</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>高1</td> <td>19</td> <td>80</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高2</td> <td>1</td> <td>29</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>高3</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>高その他</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	校種	男	女	不明	中1	3	38	2	中2	9	36	8	中3	8	21	0	中その他	0	3	3	高1	19	80	2	高2	1	29	3	高3	6	14	3	高その他	0	7	0	不明	4	8	7
校種	男	女	不明																																							
中1	3	38	2																																							
中2	9	36	8																																							
中3	8	21	0																																							
中その他	0	3	3																																							
高1	19	80	2																																							
高2	1	29	3																																							
高3	6	14	3																																							
高その他	0	7	0																																							
不明	4	8	7																																							
15	<p>P3アンケートは概ね好評だが、「死にたい」という深刻な相談はなかったのか。R2年9月以降、警察庁の全国データでは女子高生の自殺が急増しているが島根県ではどうなのか。SNS相談が自死予防に効果があるかどうか考えたい。</p>	<p>「死にたい」などの深刻な相談はあります。秘匿性があり、SNSという普段使い慣れているツールで気軽に相談できることで、一人で抱えていたら問題が大きくなっていたかもしれない悩みが早い段階で軽減される効果や、状況によっては学校の教員などとの面談等につながることで、自死などの重大事態を未然に防ぐことも期待できると考えております。</p>																																								

4、令和2年度生徒指導関連事業

No.	ご意見やご質問	事務局からの回答
1	近年家庭環境が一つの要因で不登校・不登校傾向になっている児童生徒が増えてきていると感じる。その家庭や児童生徒を支えていくためにはSSWの配置数を増やしていただけると助かる。	SSWの役割はますます重要となっており、配置時間数増に向けて検討していきます。一方、SSWのより効果的な活用がすすむよう市町村教育委員会へ働きかけていきたいと考えております。
2	特別な支援、福祉等との関連がもう少し分かる図にした方がよいかも知れません。	特別な支援や福祉との関連が分かりやすい図を今後作成します。
3	子どもと親の相談員事業について、家庭への存在の周知ができておらず、親からの相談を受けたことがない、学校からあまり深く相談にのらないようにと言われていたということも聞いています。実際うまく機能していないのではないのでしょうか。	子どもと親の相談員配置校では、年度当初に児童及び保護者に対して紹介するなど、周知が図られていると認識しています。相談の対象が主に不登校及び不登校傾向の児童とその保護者であること、勤務時間の都合などにより、多くの児童（保護者）に対応できない場合も考えられます。ただ、配置校では、相談員を組織の一員とした教育相談体制の充実を図るような取組を促しており、配置校への訪問、連絡協議会等では、保護者の相談も含め、相談員の活用が機能している学校が多いと認識しています。ただ、改善の余地もあるため、今後もよい取組事例を共有するなどして、充実を図っていきます。
4	県単独でも色々されていて、今回資料を見ることができ良かった。	限りある資源（財源、人員等）の中で効果的に事業を実施していけるよう努めます。
5	幼稚園→幼稚園・保育園 小学校では、入学時に幼保から情報を得たり、問題があった場合入学前の児童の性格や行動などを聞くなどの連携があるのではないのでしょうか。	校種間の連携につきましては、進められてきており委員ご指摘の事も行われています。 この図では主に県の施策についてまとめており、校種間の連携で行われる部分については省略しております。
6	SC、SSW、子どもと親の相談員が各校の教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の中で、フレキシブルに働くことが強く求められていると考える。 現状では人が足りないところもあり、仕事のない人もあり、時間が合わない等せっかくの人材や知識、経験が生かされてほしい。	いまある人材やノウハウを生かすということが最も重要な課題だと考えています。教育相談コーディネーターを中心として有機的に動いていけるような体制を強化したいと思います。
7	県事業、国庫補助事業ともに民間のNPOや任意団体（ボランティアを含む）に対する補助金はありません。不登校・ひきこもりの親の会・当事者会・居場所事業を実施しているにも関わらず補助がないのはなぜでしょうか。すべて学校が中心なのでしょうか。 スクールカウンセラーへの補助金は1億2600万にものぼります。いじめ・不登校の改善にどのような効果があったのでしょうか。費用対効果をきちんと検証してください。	民間のNPOや任意団体、不登校・引きこもり親の会・当事者会・居場所事業の重要性については認識しています。様々な課題に対応するため、限られた予算内で事業を行っているのが現状です。スクールカウンセラーについては、いじめ・不登校の予防や改善をはじめ幅広く相談について答えています。学校現場から時間増のリクエストがとても多いことから、効果が大きいと捉えています。細かな評価については考えていきたいと思っております。
8	子どもと親の相談員にSwer（相談の専門家）を採用してほしい。	②子どもと親の相談員配置事業は委託事業として実施しており、事業実施要項及び委託要項に基づき、市町村において相談員を任用しています。相談員の役割は、主に不登校及び不登校傾向児童に対し、登校時や別室等において日常的に話し相手になったり、相談に乗ったりすること、またその保護者に対しても同様に相談に乗ることなどです。日常的なかかわりをするところから、主に地域の人材を任用しておりますが、必要に応じて各種専門家等を任用することは可能です。

9	<p>いじめや不登校の第1現場は、学校です。第2は、市町村教育委員会や地域教育事務所の地域現場です。第3は、島根県という広域の現場です。この三層にわたる生徒指導関連事業もしくは対策（いじめ対策、不登校対策）を整備することが必要です。</p> <p>○いじめは地域よりも学校内で、部活動の現場で起こることが多く、またその人間関係や被害児童生徒や加害児童生徒を取り巻く教育環境に左右されます。また不登校も、学校に通うことができないこと、その理由は学校内の人間関係（孤立や不信）や教育環境（安心・安全、子どもに応じた学びと遊び、やすらぎ）に大きく左右されます。こうしたことから、第1の現場である学校にとって何が必要なのか、子どもにとって何が必要なのか、欠けているものは何なのか、しっかりと把握し、対応策を示すことが大切です。</p> <p>子どもや保護者の意見を聞く機会を多様に作っていく→そこから学校現場における事業を盛り込んでみるにはみてはいかがでしょうか。具体的には学校内居場所カフェや、終礼直後の学習支援、翌日の準備の見える化、朝起こしに行くなど色々なことが考えられます。これらは高校では実際に行っており効果を上げています。また、学校プラットフォームを進めてケアする学校を作りつつ、学校を拠点にした地域福祉の充実を図ることもたいせつです。</p>	<p>「第1の現場である学校にとって何が必要なのか、子どもにとって何が必要なのか、欠けているものは何なのか、しっかりと把握し、対応策を示すことが大切です。」 また、「子どもや保護者の意見を聞く機会を多様に作っていく」については共感するところです。今後の施策に反映できるよう努力してまいります。</p>						
10	<p>○子どもは、地域で生活しています。また小中校は市町村教育委員会が設置校となっています。いじめ（小1000人当たり45.7人、中1000人当たり42.5人）や不登校（1000人当たり14.3人、中1000人当たり43.4人）となっています。また不登校児童生徒のいる小中校は189校（63.85%）に達しています。このように、いじめ問題、不登校問題は、日常生活における身近にある問題であり地域課題となりました。県内各市町村の子どもたちが危機にさらされている大きな教育課題といえます。市町村や地区教育事務所単位で喫緊の課題として対応策を強化していくことが求められます。各単位学校では解決できない対応策（SCやSSW、スクールアドバイザーなどの人的資源の活用や、教育環境の整備、教育センターの充実など）、その地域で得られる人的資源を学校や地域で活用することが求められます。また地域住民や専門職を巻き込んだ子どもの居場所づくり（学習支援、寺子屋、フリースクール、子ども食堂、子ども塾や子ども広場など地域教育を含む）対応策支援策を検討する必要があります。</p> <p>○島根県としては、事業周知や相談活動を、全県的ネットワークを通して行う。特に子どもたちや保護者に直接的に働きかけること。また、第1層教育現場や第2層市町村教委との継続的かつ直接的な対応を図る。特に調査やアンケート（いじめや不登校の解消・改善にかかる調査）など地域的配慮を行ったものを提示していくことなど、県独自の施策も検討していただきたいです。</p> <p>※いじめや不登校を解消するための三層にわたる事業（例）</p>  <table border="1" data-bbox="351 1680 762 2031"> <tr> <td>島根県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の意見を聞く機会を多様に作っていく いじめをなくし不登校を解消していくための調査やアンケートを行う 全県的ネットワークを構築する </td> </tr> <tr> <td>市町村教委 地区教育事務所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> SC・SSW・アドバイザーなど地域人材を活用し学校との協力連携を深める 学校の教育環境の整備を積極的に進める事業を導入する </td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 学校プラットフォーム 第三者・外部者による専門的支援 学校内居場所カフェや、終礼直後の学習支援 </td> </tr> </table>	島根県	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の意見を聞く機会を多様に作っていく いじめをなくし不登校を解消していくための調査やアンケートを行う 全県的ネットワークを構築する 	市町村教委 地区教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSW・アドバイザーなど地域人材を活用し学校との協力連携を深める 学校の教育環境の整備を積極的に進める事業を導入する 	学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校プラットフォーム 第三者・外部者による専門的支援 学校内居場所カフェや、終礼直後の学習支援 	<p>地域の人的資源をどのように不登校児童生徒に活用していくのかについては、深く議論されていないところです。例えば、民生児童委員さんに朝の家までの迎えを頼む、あるいは、放課後の学習支援に地域の方や学生を巻き込むなどの方策も考えられます。他課との連携も必要になりますので、そのような場を持つことも含め検討してまいります。</p> <p>市町村教育委員会独自で取り組んでいるところもあり、整理が必要だと感じました。スクールカウンセラーについては、各校が紙面等を通じて保護者や児童生徒に直接働きかけております。</p>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の意見を聞く機会を多様に作っていく いじめをなくし不登校を解消していくための調査やアンケートを行う 全県的ネットワークを構築する 							
市町村教委 地区教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSW・アドバイザーなど地域人材を活用し学校との協力連携を深める 学校の教育環境の整備を積極的に進める事業を導入する 							
学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校プラットフォーム 第三者・外部者による専門的支援 学校内居場所カフェや、終礼直後の学習支援 							

5、その他（課題、要望、情報提供したいこと等）

No.	ご意見やご質問	事務局からの回答
1	現状に対する多様な対応は推進できている。家庭への適切な助言をするしくみづくりが急がれると考える。福祉（子育て支援や母親父親教室への参加）と連携し、言語活動が豊かに子どもに提供できる等の子どもが育まれる環境に対する手立てをより厚くしていく必要がある。	福祉との連携についてはまだ十分とは言えません。ご意見を参考に検討してまいります。
2	いじめの部分に関連してなのですが、教員が児童生徒に対する暴言や威圧的な言葉がまだ多く存在しているようです。また、現場を見ていない状況で決めつけでの指導をするなどもあるようです。特に部活動で多いようです。	あつてはならないことと考えています。管理職研修をはじめ、様々な研修等の場を活用し、繰り返し働きかけを行いたいと思います。
3	近年、学習サポートとしてさまざまな動画教材があり、目的にあった内容を精選して活用している。特に、字幕が付けられている動画は、聴覚に障がいのある児童生徒たちにとってとても活用しやすい。（画面と手話通訳を交互に見ると、内容を理解しにくい。） 今後も各関係機関で動画等を制作される際は、字幕を付けていただきたい。	（皆様と共有します） 聴覚に障がいのある児童生徒のために、動画の教材を制作される場合は字幕を付ける配慮をお願いいたします。
4	生徒指導では、お願いすれば快く警察の方が入ってくださるので、指導の選択肢が増えて助かっている。	警察の方には大変お世話になっております。今後ともよろしくお願い申し上げます。
5	いじめについては未然防止の取組など強化しているが、被害者が再び被害になるケースが多く感じている。何があっても他人を傷つけることは誰にも許されることではないことを、徹底して指導していきたい。	繰り返し指導していきたいと思います。
6	全ての子どもが、自分で行きたいと思って進路を選択できるように、支援学校の高等部や専攻科の数の充実、学校看護師の増員、それに合わせてフリースクール、ホームスクーリングについての情報提供や家庭への支援などをお願いしたい。	生徒が進路を自己選択、自己決定できるよう、適正な教育環境を整え、本人、保護者への適切な情報提供及び支援を行うよう努めます。
7	いじめなどは先生や親には分からないところで進んでいるのが心配である。	引き続き、見逃しのないよう働きかけを行います。
8	<p>いじめや不登校の県内調査について</p> <p>今回提示されている資料2は対応策を検討していくための資料だと思いますが、文科省からの調査様式に基づく資料2は上から目線のように思います。この資料2のみに固定化するのではなく、児童生徒やその保護者からの目線で作成された調査票やアンケートなどの資料を参考にすることが求められます。</p> <p>例えば、校内暴力が盛んであった昭和40年代ではその対応は、加害児童生徒を暴力否定の視点で追い詰め、学校や教師が直接的に処罰を与える、地域は校内暴力を否定するキャンペーンを行うなどの方法がとられました。いま全国の学校ではこうした解決方法を取る学校は一枚もありません。</p> <p>現在、生徒指導上の諸課題はいじめや不登校の問題が多くを占めるに至っています。またその対応も改正いじめ防止法、いじめ重大事態ガイドラインなど、被害性児童生徒や保護者の立場を尊重したものとなっています。例えば「ガイドライン（学校の設置者及び学校の基本的姿勢）」のはじめの2項は次の通りです。</p> <p>○ 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。</p> <p>○ 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。</p>	今年度は文科省が不登校児童生徒及び保護者から抽出して不登校の至った要因についてアンケート調査をする予定です。それらを参考にして取組を考えたいと思います。

9	<p>またいじめ問題の解決に向けて、調査のうえで、被害児童生徒及び保護者への具体的対応を行うことが必要です。また、加害児童生徒へは謝罪と必要によってはペナルティーを課すことなどだけではなく、周辺児童生徒も心に大きな傷（教員や学校への不信感、人間関係の不調など）を負っています。これらに対する心のケアをしっかりと行うことも併せて求められます。これらのことから、新たな視点で、新たな項目を踏まえて、前項で提案した県内調査もしくはアンケートを行ってみたいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考に検討してまいります。</p>
10	<p>いじめ行動をしてしまう側、受ける側、どちらにも寄り添える人、またそういう状況や精神状態にならないよう見守れる人、どちらにしても関わる大人が多い方がいいと思います。それは、教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのような資格を持った人だけでなく、声掛けや話し相手としてだけの人でも、だからこそ子ども達にとっては大きな存在になるのではないのでしょうか。</p>	<p>児童生徒を取り巻く人垣は厚く大きくあった方が良く考えます。民生児童委員さんも含めいつ誰がどのようにあると良いのか他課とも連携しながら考えたいと思います。</p>
11	<p>法務省の人権擁護機関では、いじめをはじめとする子どもの人権侵害事案の発生防止及び早期解決に資するため、学校等との更なる連携強化を図るための具体的な方策等（下記）に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 人権啓発活動における連携方策 (1) 人権教室の活用 (2) 全国中学生人権作文コンテストへの応募等 (3) 「人権の花」運動への参画 (4) 人権啓発教材の活用等</p> <p>2 人権救済活動における連携方策等 (1) いじめ問題対策連絡協議会を通じた連携 (2) 人権相談窓口等の周知広報 ア 子どもの人権SOSミニレター イ 子どもの人権110番 (0120-007-110) ウ 子どもの人権SOS-eメール (http://www.jinken.go.jp/kodomo) (3) 人権侵犯事件の調査救済</p> <p>「島根県いじめ防止基本方針」の中に、上記のことに触れる内容を追加していただくことは可能でしょうか。また、「地域」の側面からも「人権擁護委員」が役割を担うことができる点についても付記いただくことを希望します。</p>	<p>取組について情報提供いただきありがとうございました。</p> <p>「島根県いじめ防止基本方針」への付記につきましては、次回改訂する際に検討させていただきます。</p>
12	<p>島根県ではコロナいじめ防止の対策をどう取っておられるでしょうか。</p>	<p>島根県では県内の小中高すべての児童生徒に対し「新型コロナウイルス感染症に関するお願い～人権への配慮といじめの防止について～」というチラシを配布し、間違った情報に惑わされず落ち着いた行動をとること、またいじめを受けたり発見した時は、家族や友人、先生などに相談するよう指導しています。（別添のチラシをご覧ください）</p>
13	<p>大人への啓発もお願いします。 他のいじめ同様、コロナいじめでも周りの大人がどう振る舞うかが大切です。立正大浜南高校のクラスター発生時も誹謗中傷する大人と生徒たちに寄り添い励ます大人がいました。</p>	<p>コロナ禍においても、誰もが安心して暮らせるためには、お互いを尊重し合える、あたたかい地域づくりが大切と考え、「新型コロナウイルス感染症から”人権”について考える～誰もが安心して暮らせるために～」(参加型プログラム)を作成しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関わるエピソードをもとに、多様な考えにふれ、自分にできることを考えることができる内容で、様々な団体、地域（公民館等）で開催しています。</p> <p>県民に対しては、感染者が発生した際の記者会見や、ホームページ、新聞等様々な媒体により、県や市町村などの公的機関が発表する正しい情報に基づき人権に配慮した冷静な行動をお願いしたいという旨を周知しています。</p> <p>また、インターネット上に誹謗中傷の書き込み等を発見した場合は、重大な人権侵害であることから、法務局に対して行政通報を行っています。</p>

14	<p>東京都教育委員会と香川県の取組を情報提供いたします。 東京都「新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや偏見、差別について考える教材を追加しました。」 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_sns_material.html</p> <p>香川県「コロナいじめ防止教材」 https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoiku/seitohido/coronavirus_bullying.html</p>	<p>東京都は漫画形式でわかりやすい教材、香川県は教材とその展開例が提示してあり大変参考になります。 情報提供いただきありがとうございます。</p>
15	<p>生徒指導上の諸課題に関する調査（文科省）について 8 自殺（学校から報告のあったもの） (1) 児童生徒の自殺の状況 (2) 自殺した児童生徒の学年別、男女別内訳（国公立） (3) 自殺した児童生徒が置かれていた状況（国公立） の島根県のデータを出して下さい。ゼロならゼロとして下さい。</p>	<p>文科省が県別に公開していないため公表はしません。</p>
16	<p>厚労省（警察庁のデータ）によるR元、R2（12月まで）自殺データを出して下さい。できるだけ詳細なデータ（月別・地域別）を出して下さい。コロナの影響で令和2年9月から女子高生、女子学生の自殺が増えています。よろしくお願いします。</p>	<p>同上</p> <p>なお、公表されている令和元年の警察統計（確定値）では島根県の20歳未満自死者数は5名であり、障がい福祉課がまとめた令和2年の警察統計（暫定値）の島根県の20歳未満の自死者数は3名でした。 また、月別・都道府県（市町村）別・年代別などの各データは、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140901.html) に公表されております。</p>
17	<p>子どもの貧困について、小中学校の長欠調査で、経済的理由はゼロとなっていますが、子ども食堂での実感としては子どもたちに食に窮する状況があると考えられます。学校・教委は把握できているのでしょうか？SSWはどの程度活用されているのでしょうか。SCと比べて少ないですが。</p>	<p>長期欠席の調査からは0です。給食を食べる様子など登校中の児童生徒の様子については注意深く見えています。気になることがあれば、適宜指導、あるいは家庭や関係部局と連携をしているところです。</p> <p>また、SSWを活用した件数は令和元年度829件でしたが、そのうち、貧困や虐待を含む家庭環境の問題に係るケースが313件ありました。</p>

新型コロナウイルス感染症に関するお願い ～人権への配慮といじめの防止について～

新型コロナウイルスの感染が世界中で広がっています。日本は世界と協力し合って感染症が広がるのを止めようと努力しています。

しかし、検査を受けた人、感染した人やその家族、治療に当たっている人、海外や他の地域から帰ってきた人、病気の広がりを予防するために働いておられる人、特定の国の人たちに対して傷つけるような言葉や行動が見られます。また、インターネットやSNSの世界では、うわさやうそなど根拠のない差別的な書き込みなどが見られます。人を傷つける言動は決してあってはならないですし、そのような書き込みを信じてしまい、SNSなどで拡散したりすることは、不安をさらに広げるだけで問題の解決にはまったくつながりません。間違った情報を信じ、人を傷つけることがないように、身近な人と情報を確認しあったり、科学的に考えたりするなど、落ち着いた行動をとりましょう。

あなたの周りで不安な気持ちを抱えている人を見かけたら、優しく声をかけるなど、みんなで一緒に支えてあげてください。

もし心が傷ついたときは、ひとりで悩まず、すぐに家族や友人、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。直接相談しにくいときは、話を聞いてくれる電話相談などの相談窓口も利用できます。

だれもが自分も人も大切に、だれもが安心して過ごせる学校を作りましょう。

みなさんにおねがいしたいこと

すること

- ・不安な人を支えよう。
- ・ひとりで悩まず相談しよう。
- ・自分も人も大切にしよう。

しないこと

- ・人を傷つける言動を行わない。
- ・不確かな情報を拡散しない。
- ・間違った情報が惑わされない。

〈保護者の皆さんへ〉

新型コロナウイルス感染症について、誤った情報による感染者、医療関係者、外国人の方等に対する差別やいじめ等が報道されています。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることをないように、国や地方公共団体などの公的機関が発信する正しい情報を入手するように努めていただき、地域・家庭においても、正しい理解と認識を得られるようにお話し合ってください。

また、子供のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めてください。



【いじめ相談テレフォン】	0120-779-110
【24時間子供 SOS ダイアル】	0120-0-78310
【子どもの人権 110 番】	0120-007-110